

第5回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹 事 会

日時：平成25年3月25日(月) 13時

場所：愛知県女性総合センター

(ウィルあいち)

1F セミナールーム1及び2

[午後1時開会]

1. 開 会

【司会（高橋河川調査官）】 皆さんお待たせいたしました。定刻の13時となりましたので、ただいまから第5回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます、中部地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の検討の場幹事会の運営につきまして、若干の注意事項を述べさせていただきます。

まず、報道機関の皆様をお願いいたします。

事前にご案内をさせていただいておりますとおり、本検討の場幹事会は原則公開で行わせていただきます。カメラ等の撮影は、会議の運営上の都合から、中部地方整備局河川部長のご挨拶までとさせていただきます。

また、報道機関及び一般傍聴の方は、受付で配付させていただきました「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の傍聴に当たってのお願い」をもう一度ご確認いただき、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

引き続きまして、構成員、それから検討主体の紹介をさせていただきたいと思っております。

本日の出席者のご案内は、お手元に配席図と出席者の名簿を配付させていただいておりますので、それに代えさせていただきます。

2. 挨拶

【司会（高橋河川調査官）】 それでは、議事に入ります前に、検討主体を代表しまして、中部地方整備局河川部長の五十嵐より一言ご挨拶をさせていただきます。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 ただいま紹介いただきました中部地方整備局河川部長の五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

3月25日ということで、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

大規模公共事業の検証、特にダムにつきましては非常に見る目が厳しくなっているということで、代替案全てみなピックアップして1から見直そうということで、平成22年の12月から新丸山ダムの検討の場ということでキックオフをさせていただきました。既に3年以上経っているということで、その間、1回の検討の場と4回の幹事会を開催させていただき、論点も相当整理させていただきました。

本日は第5回の検討の場ということで、治水と正常流量の総合的な評価につきまして事務局からご説明させていただき、前回同様、忌憚のない貴重なご意見をいただきたいと思っております。また、我々はそれを踏まえて、次回の検討の場に向けてさらに進めていきたいと思っております。

ぜひ、本日の幹事会が有意義な会になりますことをご祈念申し上げまして、はなはだ簡単でございますけれども、私のご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【司会（高橋河川調査官）】 引き続きまして、本日配付させていただいております資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、一番上に議事次第があります。次が配席図、出席者名簿、規約、ここまでが一束になっていると思っております。そこから資料の1番から8番までございますか。

もし不足などあれば、事務局のほうにお申し付けくだされば対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

3. 検証に係る検討の進め方について

【司会（高橋河川調査官）】 それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議事次第の3番「検証に係る検討の進め方について」につきまして、事務局から

ご説明をお願いします。

ご意見、ご質問は各説明の区切りごとにお伺いさせていただきますが、最後にも全体を通してご意見、ご質問をお伺いする時間をおとりしますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

【事務局（久保河川計画課長）】 それでは、資料－1につきまして、ご説明差し上げます。

「検証に係る検討の進め方について」とあります。フローがついているかと思いますが、水色の網かけをしておりますのが、前回の第4回、10月30日に議論させていただいた概略評価による治水対策案抽出と、流水の正常な機能の維持に関しても同様の議論をさせていただいたところがございます。

今回は、太枠の青いところがございますけれども、概略評価のご意見を踏まえました議論と、あとその後、評価軸ごとの評価それぞれと、各目的別の総合評価とか、検証対象ダム総合的な評価まで、検討主体として検討してまいりました中身を説明させていただきます。また、事業費、工期等に関しましては、既にこれまでご説明差し上げましたけれども、水文観測データとか、そういったところに関しては若干点検作業が残っておりますので、そこに関して今回触れさせていただいているということでございます。

以上です。

【司会（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見などあればお願いいたします。

後ほどまたご意見を頂戴する場面もございますので、それでは議事を進めさせていただきたいと思います。

4. 構成員から頂いたご意見の紹介について

【司会（高橋河川調査官）】 続きまして、4番「構成員から頂いたご意見のご紹介について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（久保河川計画課長）】 では、資料－2のほうにお進みください。

前回の幹事会、及びその後には構成員の皆様からいただいたご意見について、ご紹介させていただきます。

1 ページ目、愛知県さんでございますけれども、河道掘削に関して、「鵜飼に影響を及ぼす可能性があるため配慮していただきたい」とか、流水の正常な機能の維持対策案に関

して、既得水利の合理化・転用に関するご意見としまして、流水の正常な機能の維持については、「基本方針の目標である50m³/secの達成が困難とならないよう代替案の検討をいただきたい」というご意見をいただいております。

2 ページ目、3 ページ目にまたがって岐阜県さんのご意見でございますけれども、まず河道の掘削に関しましては、「日本が誇る日本ラインの区間における河道の掘削は環境面から慎重であるべき」でありますとか、堤防のかさ上げに関するご意見としまして、「今時点で相当高い堤防がある中、さらにそれを上げる案は危険性が非常に高くなるためあり得ない」というご意見をいただいております。また、既得水利の合理化・転用については、「未利用水についても計画があり、また水利権化していないだけの話であり、これを譲ってくださいというのは実質不可能である」というようなご意見をいただいております。

3 ページ目、三重県さんのご意見でありますけれども、全般的なご意見としまして、対策案については、「下流域としては、水位が下がるということが非常にわかりやすい提案になると考えている」というご意見をいただいております。

4 ページ目、恵那市さんであります。既設ダム再開発、大井ダムとか笠置ダムのことに関しまして、ダムのかさ上げについては、観光面や過疎化に拍車をかけるということから反対というご意見をいただいております。また、「検証は早期に完了すること」というご意見をいただいたところでございます。

5 ページ目、八百津町さんです。主なご意見としまして、代替案全般について「この代替案の完成に要するまでの費用、あるいは完成するまでの期間、また実現性を考えると、現計画の丸山ダムのかさ上げが最良であると思っている」。また、その他全般的なご意見の2つ目になりますが、「49戸の家屋がもう移転を完了している。本当に一刻も早く工事の再開が必要である」というご意見をいただいております。

6 ページ目、美濃加茂市さんであります。幹事会でいただいたご意見としまして、河道の掘削については、「飛騨木曾川国定公園があることから、基本的には河道の掘削、堤防かさ上げについては全面的に反対である」とか、河道掘削の5つ目になりますけれども、「河道掘削を含む案は、市が誇る景観資源、観光資源を壊すものであり容認できない」というご意見をいただいております。また、堤防かさ上げ、引堤に関しましても、2つ目にありますけれども、「堤防かさ上げ区間では、過去に特殊堤の築造時に立ち退きしていただいた経緯があり、さらなる家屋移転や用地買収は相当困難である」というご意見をいただきました。

7 ページ目、一宮市さんのご意見として、堤防かさ上げに関して、「堤防かさ上げについて、堤防沿いには家も張りついていることから、現実問題として非常に難しいのではないか」というご意見をいただいております。

また、8 ページ目の桑名市さんでありますけれども、流水の正常な機能の維持のご意見として、まず地下水取水について「地盤沈下が起こることがあるため、これはいかなものか」というご意見。また、海水淡水化に関しましては、海水を淡水化に使った余剰の高濃度の塩水、そういったものに関するご懸念をいただいているところでございます。

9 ページも桑名市さんのご意見でございます。

以上、構成員からいただいたご意見のご紹介を終わらせていただきます。

【司会（高橋河川調査官）】 それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問などございませんか。

ないようであれば、議事を先に進めさせていただきたいと思っております。

5. 概略評価による治水対策案の抽出について

【司会（高橋河川調査官）】 引き続きまして、5 番「概略評価による治水対策案の抽出について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（久保河川計画課長）】 では、お手元の資料-3 をご準備いただければと思います。「概略評価による治水対策案の抽出について」という資料でございます。

まず1 ページ目、前回ご提示した幹事会において概略評価の対策案1、7、7'、12、14、15、17の7案を抽出していたわけでございますけれども、そのうち治水対策案の1及び12に関して、評価軸ごとの評価を実施し、さらに参考として、関係河川使用者等に意見聴取を行っております。

そういったご意見を2 ページ目以降、4 ページにかけてご提示しております。これに関しては後ほどご紹介しますので、5 ページのほうにお進みいただければと思います。

まず、対策案1であります。ダムの有効活用、丸山ダムの買い上げと利水ダムのかさ上げ、容量買い上げというものと、また対策案の12、丸山ダムの容量買い上げと河道の掘削、河道内の樹木の伐採に対して、関係河川使用者等からいただいたご意見を踏まえております。

ご意見について、施設の管理者である発電事業者のほうから「貴重な既設水力発電所の容量買い上げは、社会的責任の観点からも容認できない」とか、「発電専用利水ダムのか

さ上げによる代替案は、発電設備並びに発生電力などへの影響が懸念され、さらに治水容量が付加されることによるダムの管理・運用等においてもさまざまな問題が考えられることから、容易に容認できるものではない」というご意見をいただいております。

こういったことから、検討主体としましては、対策案1と対策案12については、概略評価により実現性の観点から抽出しない、評価軸ごとの評価には抽出していかないということで判断させていただいているところでございます。

以降、各対策案に関する意見を整理しておりますので、6ページ以降にお進みください。

まず6ページ目、右段にいただいたご意見を整理しておりますけれども、施設管理者である発電事業者より容量買い上げは容易に容認するものではないというご意見をいただいているというのが対策案1でございます。

続きまして、8ページへお進みください。治水対策案7の河道の掘削＋河道内の樹木の伐採に関しては、国定公園、日本ラインの溪谷美を形成する奇岩、並びに狭窄部である鵜沼城址の岩盤を掘削するということもありまして、「市民の誇りと観光資源をつぶすものであり、容認できない」などのご意見をいただいているところであります。

10ページ、治水対策案7'になります。河道の掘削＋堤防のかさ上げ＋河道内の樹木の伐採というところになります。これに関しましては、名勝木曾川における河道掘削の影響が大きいという意見を踏まえて、さらに提案した案でございますけれども、名勝木曾川区域においては、堤防のかさ上げにより対策するところ。また、名勝木曾川の範囲から外れている区域については、コストが優位である河道掘削によって対策する案というところでございます。これにつきまして、ご意見としましては、「今時点で相当高い堤防がある中、さらにそれを上げる案は、危険性が非常に高くなるためあり得ない」というご意見や、「堤防の隣接地には中山道太田宿の街なみ等があり、美濃加茂市を代表する景観を壊されるため反対である」というご意見をいただいているところでございます。

12ページ、対策案12、ダムの有効活用＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採というところでございます。これに関しましても、岩盤等を掘削するということはありませんけれども、施設管理者である発電事業者より「容量買い上げは容認できない」。また、「容易に容認できるものではない」とのご意見をいただいているところでございます。

14ページ、対策案14、調節池（三派川）＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採という案でございます。これも同様に、奇岩等の掘削が必要になる案でございますけれども、「市民の誇りと観光資源をつぶすものであり、容認できない」などの意見とか、「貴重な観光資

源を消滅させる」等のご意見をいただいているところです。

16ページ、治水対策案15、放水路（上流区間）＋河道内の樹木の伐採になります。これにつきましても、上流区間の放水路の下のところに関しては、岩盤の掘削は不要になるというところではございます。それに対して「上流では約10km、内径約10m、20条のトンネル掘削は、方策として、配置、施工、維持管理などの点においても非現実的ではないか」とのご意見をいただいたところでございます。

18ページ目、治水対策案の17、雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採によって対応する対策案でございます。これに関しましても、河道の対策として岩盤の掘削が必要になる案でございます。「市民の誇りと観光資源をつぶすものであり、容認できない」などの意見をいただいているところでございます。

以上のことを整理しまして、20ページ以降、概略評価による治水対策案の抽出をおさらいさせていただきますと、まずグループ1の河道で流す対策案のうち、ハイウォーターレベルの計画高水位の変更を行わないものに関して、7の抽出は変わりません。

また、グループ2の河道で流す案のうち、ハイウォーターレベルの変更を行う案についても、抽出される案は前回ご説明差し上げた案と変わりません。

21ページ、グループ3に、前回実現性等で関係利水者等の意見を聞く必要があると申し上げていた、流域で貯める対策案のうちの1と12に関して、今回棄却させていただく形になっております。つきまして、対策案14の調節池＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採というものを抽出しているところです。

また、分流する対策案に関しては、前回と変わりません。

また、グループ5の流域対策を実施する対策案についても、前回と同様でございます。

以上のことから、22ページの図をご覧いただきたいのですが、概略評価による治水対策案の抽出として、結果的に対策案7、7´、14、15、17の5案を抽出するという形で、治水対策案の評価軸ごとの評価に進ませていただくということでございます。

以上です。

【司会（高橋河川調査官）】 前回の幹事会の後、関係河川使用者等への意見聴取をさせていただいて、そういったところも踏まえまして、5案の治水対策案を抽出させていただいたところであります。

何かご質問なり、ご意見などあればお願いいたします。

では、議事のほうを先に進めさせていただきたいと思っております。

6. 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について

【司会（高橋河川調査官）】 引き続きまして、6番「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（小林河川環境課長）】 それでは、資料－4の説明をさせていただきます。

「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」、ご説明させていただきます。

1 ページ、第4回の検討の場幹事会におきまして、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価の結果、対策案2、3、8、9、10の5案を抽出いたしました。この抽出しました5案と、現計画、新丸山ダムの変更計画案につきまして、関係河川使用者様から意見を聴取しました。意見聴取の結果につきましては、次のページから4ページに載せております。

2 ページ、関係河川使用者様からいただいたご意見を紹介させていただきます。

まず、新丸山ダムの変更計画案に対しましては、岐阜県様から「既に用地取得については98%、家屋移転については100%、付替道路については32%が完了しておる。また、地域の反対意見がないなど、コスト、実現性の観点から他の代替案に比べ優位である」。また、関西電力様からは「新丸山ダム建設事業に伴う既設水力発電所の増強対策は、弊社の取り組みに合致している」との意見をいただいております。

また、対策案2、ダム再開発（かさ上げ）に対してでございますが、岐阜県様からは「新たな家屋移転94戸、付替道路約9,600mが必要となり、地域に多大な社会的影響が生じることから不適切である」。関西電力様からは「ダムの管理・運用等においてもさまざまな問題が考えられることから容易に容認できるものではない」。それから、中部電力様からは「再開発により電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております」との意見をいただいております。

次のページ、続いて対策案3の他用途ダム容量の買い上げに対して、関西電力様からは「供給責任を担う弊社として容認できない」。中部電力様からは「発電容量の買い上げには同意することはできません」との意見をいただいております。

次に対策案8でございます。既得水利の合理化・転用に対しては、岐阜県様から「既得水利の合理化・転用は困難」。愛知県様からは「渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することを困難にする」との意見。三重県様からは「合理化・転用を行うことは困難」。名古屋市様からは「渇水時においても、必要となる水需要に対して安定した給水を

行うことを目標に、水源の確保を考えてきている」。恵那市様からは「合理化・転用案には反対」というご意見でございました。

次のページ、東海農政局様からは「合理化・転用は困難」。それから水資源機構様からは「転用・合理化を行うことは困難」との意見をいただいております。

対策案9のダム使用权等の振替に対してのご意見でございます。岐阜県様からは「木曾川水系のダムについては、近年の少雨傾向により安定供給可能量が約6割に低下しており、振替によって浸水被害を高める危険性があるため、不適切である」。愛知県様からは「渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することを困難にする」。三重県様からは「比較案の一つとして、対策案9の考え方は理解できます」というご意見。それから名古屋市様からは「渇水時においても、必要となる水需要に対して安定した給水を行うことを目標に水源の確保を考えてきている」との意見をいただいております。

対策案10でございます。既設丸山ダムに予備放流方式を採用に対してでございますが、岐阜県様からは「治水対策として家屋移転や付替道路など、社会的影響が大きい他ダムのかさ上げを前提としたものであり、コストや社会的影響の面から現在の丸山ダムかさ上げ案に比べ著しく不利であり、そのような考えは現実的に成り立たない」というご意見。それから関西電力様からは「丸山・新丸山ダム発電所の設備並びに発生電力、当該ダムの上流に位置する笠置発電所の発生電力などに大きな影響が及ばないように検討していただくことを要望いたします」とのご意見をいただいております。

次のページ、これまで紹介しました関係河川使用者様からの意見を踏まえ、以下のとおりいたしました。

対策案3の他用途ダム容量の買い上げにつきましては、関西電力からは「貴重な既設水力発電所の容量買い上げは、供給責任を担う弊社として容認できない」。中部電力様からは「木曾川水系の水力発電所の発電電力量の減少、電力需給の調整能力の低下等の影響を及ぼすこととなる発電容量の買い上げには同意することができません」とのご意見を踏まえ、この対策案につきましては、実現性の観点から抽出しておりません。

また対策案8、既得水利の合理化・転用につきましても、岐阜県様、三重県様、恵那市様、それから東海農政局様、水資源機構様からいただいたご意見によりまして、実現性の観点から抽出しておりません。

対策案9、ダム使用权等の振替+ダム再開発につきましては、岐阜県様から「木曾川水系のダムについては、近年の少雨傾向により安定供給可能量は約6割に低下しており、振

替によって渇水被害を高める危険性があるため、不適切である」。愛知県様からは「渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することを困難にする」。名古屋市様からは「渇水時においても、必要となる水需要に対して安定した給水を行うことを目標に、水源の確保を考えてきている」とのご意見を踏まえ、岐阜県、愛知県、名古屋市のダム使用权等の振替については、実現性の観点から検討の対象としないことにいたしました。三重県様から「比較案の一つとして、対策案9の考え方は理解できます」とのご意見を踏まえ、三重県の長良川河口堰の水利権が付与されていない水量を対象といたしまして、対策案を立案することといたしました。

6ページ、追加検討の結果、対策案3、他用途ダム容量の買い上げと、対策案8、既得水利の合理化・転用は抽出しないことから、グレーの網かけとなっております。対策案9のダム使用权等の振替+ダム再開発は、青枠で囲っている2案を追加立案しております。

概略評価により抽出した対策案につきましては、概要、コスト、事業箇所等について整理した資料を次のページよりつけております。ここでは、今回新たに立案しました対策案9-1、9-2についてご説明させていただきます。

12ページ、まず1つ目の案でございます。長良川河口堰の振替+導水施設+笠置ダムかさ上げを組み合わせた9-1案でございます。三重県様の長良川河口堰における水利権が付与されていない数量を不特定補給に振り替えまして、木曽川中流部まで導水する施設を整備し、長良川河口堰の振替だけで必要量は確保できないため、笠置ダムをかさ上げしまして不特定容量を確保する案でございます。

次のページ、この対策案の組み合わせは、コストが最も優位となるよう、笠置ダムのかさ上げにより容量780万 m^3 を確保しまして、不足分を長良川河口堰の振替により検討いたしました。長良川河口堰の振替は、長良川河口堰の水利権が付与されていない三重県の上水、工水、約6.24 m^3/sec の一部、約5.42 m^3/sec を振り替えまして、長良川河口堰から木曽川中流部まで導水する約64kmの施設等を整備する案で、総概算コストは約2,000億円ということになります。

次のページ、2つ目の案でございます。岩屋ダムから長良川河口堰へ供給振替、岩屋ダム不特定容量確保+導水施設+笠置ダムかさ上げ案を組み合わせた9-2案でございます。この案は、9-1案の導水施設がコスト高となっていることから、このコストを下げる案としまして検討しております。三重県が岩屋ダムを水源といたしまして、三重県上・工水に供給するために、木曽川大堰上流より取水しております既設導水管に長良川河口堰から

の供給のための導水施設を整備、接続します。これにより、長良川河口堰の水利権が付与されていない水量を、岩屋ダムの利水供給と振り替え、岩屋ダムの利水容量を不特定容量としまして確保し、長良川河口堰の振替だけでは必要容量が確保できないために、笠置ダムをかさ上げしまして不特定容量を確保する案でございます。

次のページ、この対策案の組み合わせもコストが最も優位となるよう、笠置ダムのかさ上げによりまして容量780万 m^3 を確保しまして、不足分を長良川河口堰の振替により検討いたしました。長良川河口堰の振替は、長良川河口堰の水利権が付与されていない三重県の上・工水6.24 m^3/sec の一部を、岩屋ダムを水源として、木曾川大堰上流より取水しています三重県上水1 m^3/sec 、工水5.38 m^3/sec の一部、約4.24 m^3/sec の振替を行います。木曾川大堰上流より取水しています既設導水管に長良川河口堰からの供給のための約2キロの導水施設が必要となりますが、岩屋ダムの利水容量、約720万 m^3 を不特定容量として確保する案でございます。総概算コストは約900億円になります。

これらの追加検討結果を踏まえまして整理した表が18ページに記載してございます。概略評価の追加検討により、対策案3、8は河川関係使用者様の意見から抽出せず、新たに立案しました対策案9につきまして、コストにより9-2案を抽出しました。

よって、流水の正常な機能の維持対策案は、水色に着色しております対策案2、対策案9-2、対策案10-3を抽出しまして、次の19ページのとおり抽出結果をまとめております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【司会（高橋河川調査官）】 前回の幹事会から、関係河川使用者等への意見聴取をさせていただいて、それを踏まえて流水の正常な機能の維持対策案、3案を抽出させていただいたところでございます。

何かご質問、ご意見などあれば、お願いします。

それでは、また後ほど評価なども出てまいりますので、そういったものと合わせてご議論させていただければと思います。

説明のほうを先に進めさせていただければと思います。

7. 治水対策案を評価軸ごとに評価について

【司会（高橋河川調査官）】 続きまして、7番「治水対策案を評価軸ごとに評価について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（久保河川計画課長）】 それでは、資料－5をご準備ください。治水対策案を評価軸ごとに評価というところがございます。

1 ページ目、安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、また環境への影響、この7つの評価軸で詳細に評価をするということになっておりますので、ご紹介させていただきます。

3 ページ目、表記に関しまして、今後それぞれの対策案の呼び名を資料中のとおりにしております。現計画案に関しましては「新丸山ダム案」、対策案7以降については「河道掘削案」、「堤防かさ上げ案」、「調節池案」、「放水路案」、「流域対策案」という呼び名にしておりますので、ご理解ください。

4 ページ目以降、評価軸ごとの評価の整理表のご説明をさせていただきます。

まず、安全度に関しましては、対策案の立案に当たって、整備計画レベルの目標に対し安全度を確保するというで立案しておりますので、基本的にこの項目に記載のとおり、各案については目標を達成できる案として立案させていただいたところです。

それ以降、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるかというところになりますけれども、河川基本方針レベルの洪水が発生した場合には、どの案も計画高水位を超える区間が生じる。ただ、ダム案以外はそれぞれ整備計画目標流量に対する対策になっておりますので、若干それを超える堤防が大きくなる区間が長いであろうというふうに添え書きをしています。

また、基本方針レベルより大きい洪水の場合は、軒並みの雨になりますので、いずれの案も計画高水位を超える区間が生じるという記載をさせていただいております。また、局地的な大雨は、各案とも木曾川の計画高水位を超えるまでは安全に流すことができるだろうということで書かせていただいております。

5 ページ、安全度のところがございますが、段階的にどのような効果が確保されていくのかというところでもありますけれども、ダム案に関しましては、20年後に効果が発揮されるということを記載させていただいております。また、そのほか10年後に関しまして、各案ともに改修を行った区間から順次効果を発揮しているものと想定されるということでございますけれども、20年後に至っては、ダム案のほうが他案に比べて洪水効果を発揮できると想定しているところでございます。

また、どのような範囲でどのような効果が確保されていくのかというところでございますけれども、河川整備計画の対象区間及び新丸山ダム下流の県管理区間において、いずれ

の案も河川整備計画の目標規模の洪水を安全に流すことができるということを記載しております。

6 ページ目、コストの評価軸になりますが、完成までに要する費用については、ダム案に関しては、新丸山ダムの洪水超節分の残事業費720億円を含む1,290億円となりますけれども、その他ごらんのとおりの金額になっているところでございます。

維持管理に要する費用に関しましても、この表のとおりの数値ということでございます。

その他の費用として、新丸山ダム案以外の案におきましては、ダム中止に伴う費用等について、また安全対策に係る費用、利水者等への還付金、また水特の絡みがございますので、そのような記載とさせていただいております。

7 ページ目、実現性になりますけれども、土地所有者等の協力の見通しはどうかについて、新丸山ダムは家屋移転を完了しております。また、用地取得率は98%であるというところを書かせていただいております。また、新丸山ダム案以外の対策においては、ダム案における河道掘削の用地の取得に対して同程度、あるいは約3倍から14倍の用地取得が必要になるというところがありますので、同意を得るための交渉に時間を要するものと想定をしています。

また、調節池、放水路、流域対策については、別途施設にかかわる土地所有者等の調整が必要になってまいりますので、そのような記載をしています。また、河道掘削、放水路掘削等の残土については、処分地の確保の必要がありますので、そのような土地所有者等との調整は、現時点では実施していないということになります。

8 ページ目、実現性のその他の関係者との調整の見通しになりますけれども、新丸山ダム案に記載してある内容は、関西電力さんとの基本計画に対する基本合意でありますとか、これは現行計画案に対する調整は必要であるという記載をさせていただいております。また、漁業関係者との調整が必要になるほか、付替道路については道路管理者との調整が必要となりますという記載をさせていただいております。

また、名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園における河道の掘削について、関係機関との合意形成に反対のご意見をいただいているところをご紹介させていただいております。また、調節池、放水路、流域対策については、別途施設にかかわる関係者との調整が必要であります。また、堤防かさ上げ案については、美濃加茂市さんから「今時点で相当高い堤防がある中で、さらにそれをかさ上げる案はあり得ない」等のご意見をいただいているところでございます。

また、法制度上の観点、また技術上の観点からの見通しとして、まず現行法上可能であるということは記載してありますけれども、「名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園における河道の掘削については、文化財保護法及び自然公園法に基づく関係機関との協議が必要になる」と記載させていただいております。技術上の観点は、いずれの案も実現可能と評価しております。

9ページ目、持続性であります。各案ともに適切な維持管理により持続可能と評価しているところがございます。また、流域対策については、効果を持続させるために土地所有者等との調整が必要であるということを記載させていただいております。

10ページ目、柔軟性であります。ダムのかさ上げ、及び発電容量の洪水調節容量の振替については、技術的には可能ではありますけれども、関係者の協力が必要であり容易ではないという想定を書かせていただいております。また、河道掘削及び河道内の樹木の伐採については、掘削量及び伐採量の調整により比較定柔軟に対応可能ですが、増減量には限界があるとの記載をさせていただいております。また、調整池、放水路等にも規模の増減による限界を記載させていただいております。流域対策については、能力の増強が技術的には可能ではありますけれども、土地所有者等の協力が必要になります。

11ページ目、地域社会への影響であります。まず、ダムは湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される場合は、地すべり対策を実施する必要があると記載をさせていただいております。また、河道掘削に伴う橋梁の架け替え、調節池の新設による用地買収、家屋移転においては、地域コミュニティへの影響があると評価させていただいているところです。また、雨水貯留施設は、洪水時に学校の校庭、公園を利用することになるため、利用に影響があるという想定を記載させていただいております。また、名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園における河道の掘削においては、観光等に影響を及ぼす可能性があります。また、堤防かさ上げ案については、堤防かさ上げに伴う中濃大橋の架け替えによる交通途絶による影響についてご意見をいただいておりますので、記載させていただいております。

地域振興、及び地域間の利害の衡平への配慮等についてもご覧のとおりです。

12ページ目、環境への影響の評価軸になります。まず、水環境に対してどのような影響があるかということに関しては、新丸山ダム案に関しましては、水環境の変化は小さいと予測されると評価をしておりますけれども、その他案についても限定的、想定されないということで評価をさせていただいております。

また、生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかにつきま

して、まず新丸山ダム案に関しましては、湛水面積が増加するということから、生息地の消失等の影響があると予測されますが、移植等の環境保全措置により、環境影響は回避又は低減されると考えております。また、河道改修、調節池、放水路、流域対策等の案につきましては、影響が予測される場合には保全措置を講ずる必要があると考えております。

土砂流動に関する記載、新丸山ダム案においては、新丸山ダム完成後ダム下流の土砂供給量に変化する可能性があります。ただ、その変化は小さいものと考えております。また、河道の掘削を含む案それぞれについては、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。また、その他いずれの案も影響が小さい、もしくは想定されないという記載をさせていただいております。

13ページ目、環境への影響のうち、景観、人と自然等の豊かな触れ合いにどのような影響があるかというところでございますけれども、ダム案に関しましては、ダムの堤体及び貯水池により、眺望点や人と自然との触れ合い活動の場が改変されるということでありまして、新たな眺望景観の整備等の環境保全措置により、影響をできるだけ回避又は低減されるものとして考えております。また、調整池案においては、調整池の新設により、各務原市勤労青少年運動場が消失するなど、影響が大きいと考えているということです。また、名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園における河道の掘削に関しましては、奇岩の消失等、景観への影響が大変大きいと考えておりますけれども、それらと人と自然との豊かな触れ合いの影響も大きいと考えているところでございます。それ以外に関しましては、影響は想定されない、もしくは限定的と記載しております。

以上で、資料－５の説明を終わらせていただきます。

【司会（高橋河川調査官）】 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見などあればお願いいたします。

概略報告で出てきた５案、現計画に加えて６案、対策案を抽出しまして、それにこれまでの皆さんのご意見とか、技術的な検討を加えさせていただいて、こういった評価になっております。

それでは先に進めていきたいと思っております。

８．流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価について

【司会（高橋河川調査官）】 ８番「流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価について」事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（小林河川環境課長）】 それでは、資料－ 6 をお願いいたします。「流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価について」ご説明させていただきます。

1 ページ、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸と評価の考え方が示してあり、目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響の 6 つの評価軸で評価しております。

次のページ、新丸山ダム変更案及び概略評価で抽出しました 3 つの流水の正常な機能の維持対策案につきまして、総括整理表として整理を行っております。

以降、新丸山ダムの流水の正常な機能の維持対策案を「新丸山ダム案」、概略評価により抽出しました対策案を、それぞれ「ダムかさ上げ案」、「長良川河口堰振替案」、「既設丸山ダム予備放流案」と表現いたします。

次のページ以降で、評価軸による評価結果をご説明させていただきます。

3 ページ、まず目標の評価でございます。流水の正常な機能の維持に必要な流量につきましては、いずれの対策案も木曾成戸で約 40 m³/sec を確保できることとなります。

段階的にどのような効果が確保されていくかにつきましては、10 年後は長良川河口堰振替案におきましては一部水供給が可能となりますが、10 年後で目標を達成する案はありません。20 年後には、全ての案におきまして目標が達成されると想定されます。

どの範囲でどのような効果が確保されていくのかにつきましては、新丸山ダム案、既設丸山ダム予備放流案につきましては、対象施設の下流から効果が確保されます。かさ上げ案、長良川河口堰振替案につきましては、今渡ダム下流域から効果が確保されます。

どのような水質の用水が得られるかにつきましては、いずれの案も現状の河川水質と同等と考えられます。

次に、コストの評価です。完成までに要する費用につきましては、新丸山ダム案が約 610 億円、ダムかさ上げ案が約 1,520 億円、長良川河口堰振替案が約 920 億円、既設丸山ダム予備放流案が約 850 億円となっております。

また、維持管理に要する費用は、新丸山ダム案が年間約 6,000 万円、ダムかさ上げ案が年間約 4 億 6,000 万円、長良川河口堰振替案が年間約 6 億円、既設丸山ダム予備放流案が年間約 1 億 2,000 万円となっております。

その他費用として、ダム中止に伴う費用等につきましては、治水対策案と同様の記載となっております。

次の 5 ページ、実現性の評価でございます。土地所有者等の協力の見通しはどうかにつ

きましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。新丸山ダム案以外の対策案におきましては、全ての対策案につきまして別途土地所有者等との調整が必要となります。

関係する河川使用者の同意の見通しにつきましては、新丸山ダム案は関係機関と新丸山ダム変更計画案に対する調整が必要です。また、新丸山ダム案以外の対策案におきましては、関係する河川使用者の同意が必要であります。

6 ページ、発電を目的として事業に参画している者への影響につきましては、新丸山ダム案では、発電参画者である関西電力からは「既設水力発電所の増強対策は、当社の取り組みに合致している」等との意見をいただいております。ダムかさ上げ案、長良川河口堰振替案につきましては、新丸山ダムに参画している発電事業は不可能となり、既設丸山ダム予備放流案につきましては、発電事業者との調整が必要となります。

その他関係者との調整の見通しにつきましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。新丸山ダム案以外の対策案につきましては、漁業関係者及び道路管理者等との調整が必要となります。

事業期間につきましては、新丸山ダム案はおおむね16年で完成、ダムかさ上げ案はおおむね13年、長良川河口堰案はおおむね13年、既設丸山ダム予備放流案はおおむね16年となります。

法制度上の観点からの実現性を見通しにつきましては、各案ともに現行法制度の下で実施可能です。

技術上の観点からの実現性を見通しにつきましては、新丸山ダム案は、治水対策案と同様に、これまでに技術的な調査検討を行っており、実現性の隘路はないと考えています。新丸山ダム案以外の対策案につきましては、現施設を活用したダムのかさ上げが技術的に可能であるか、詳細な調査が必要であると考えています。

7 ページ、持続性の評価ですが、治水対策案と同様に、一般的な記載となっております。

次に、地域社会への影響の評価です。事業地及びその周辺への影響につきましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。ダムかさ上げ案、長良川河口堰振替案につきましては、「笠置ダムかさ上げは、新たな水没が過疎化に拍車をかける」との意見をいただいております。また、既設丸山ダム予備放流案は、「コストや社会的影響の面から、現在の新丸山ダム案に比べて著しく不利である」との意見をいただいております。

地域振興においてどのような効果があるかにつきましては、いずれの案におきましても、周辺の環境整備が実施されるのであれば地域振興につながる可能性があると考えています。

地域間の利害の衡平への配慮がなされているかにつきましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。新丸山ダム案以外の対策案につきましては、受益地と建設地が異なるために、地域間の利害の衡平に係る調整が必要と考えております。

8 ページ、最後に環境への影響の評価でございます。水環境に対する影響につきましては、いずれの案も影響は小さいと考えております。

地下水に対する影響につきましては、長良川河口堰振替案の導水施設の建設によりまして、地下水低下の可能性がある場合には環境保全措置が必要と考えますが、他の案につきましては、影響は想定されないと考えております。

生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかにつきましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。ダムかさ上げ、長良川河口堰振替案につきましては、影響を与える可能性があるとして想定される場合には、保全措置を講ずる必要があると考えております。また、既設丸山ダム予備放流案につきましては、影響は想定されません。

9 ページ、土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するかにつきましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。新丸山ダム案以外の対策案につきましては、影響は小さいと考えております。

景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるかにつきましては、新丸山ダム案は治水対策案と同様の記載となっております。新丸山ダム案以外の対策案につきましては、眺望点や人と自然との触れ合い活動の場が変化すると想定される場合には、環境保全措置が必要となると考えております。

CO₂の排出負荷はどう変わるのかにつきましては、いずれの案も工事期間中の既設発電所等で減電が発生するため、これに対応する分量のCO₂排出負荷量が増加すると考えられます。なお、新丸山ダム案では水力発電の増電が予定されており、これに対応する分量のCO₂排出負荷量が低減されると考えられます。また、既設丸山ダム予備放流案では、水力発電の増電が想定され、CO₂排出負荷量が低減されると考えております。

説明は以上で終わらせていただきます。

【司会（高橋河川調査官）】 いまご説明いただきましたこちらのほうは、概略評価で抽出した3案に新丸山ダムの案を加えて4案、4つの対策案を抽出して6つの評価軸による

評価を実施させていただいたところであります。

技術的なこれまでの検討とか、これまでの皆さんのご意見とかを踏まえさせていただいたと考えておりますけれども、ご意見とかご質問などあればよろしくをお願いします。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 ちょっと単純なことですけれども、いまの最後の説明のところ、どちらかという書きぶりが定性的で、余り定量的になっていないですけれども、なかなか難しいかと思うのですが、例えばCO₂排出負荷量がどう変わるのかという書きぶり、原案は、工事中は増加するけれども完成後は減る。対策案の2はCO₂が増える、3も増えるという書きぶりですよね。

これは定性的なので性状としてはそうかもしれないけれども、じゃそのうちどれが一番多くて、どれが一番少ないのかとか、そういう具体的なものはあるのでしょうか。

【司会（高橋河川調査官）】 いまのご質問は、そういった定量的なデータがあるのかということです。事務局いかがでしょうか。

【事務局（小林河川環境課長）】 いまのご質問ですけれども、まだそこまで定量的に細かくは出していません。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 定性的に書いているわけですね。そういう傾向だということですね。

【事務局（小林河川環境課長）】 はい。

【事務局（久保河川計画課長）】 要領細目の中で、例えば海水淡水化とか、長距離の導水とか、そういった大容量のエネルギーを使うようなものに関して、そういった評価を特に記載すべきというところがありますので、そこに比べてはというところで記載させていただいております。

【司会（高橋河川調査官）】 金森部長、よろしいですか。

【岐阜県（金森県土整備部長）】 全体的に小さいとか大きいとかという定性的な評価が多いので、まだそこまでは算定できないというふうに理解したほうがいいですか。具体的な影響というのは、下流で例えば河川の影響は小さいとか大きいとかという言い方ですけれども、具体的な何か指標を持って判断できるものではないというふうに理解すればいいですか。

【事務局（久保河川計画課長）】 いま予断なくやる中で、可能な限り書かせていただいているという理解をしていただきたいと思います。

【司会（高橋河川調査官）】 それでは、そのほかご質問、ご意見などございますか。

それでは、議事を先に進めさせていただきたいと思います。

9. 目的別の総合評価(案)・総合的な評価(案)について

【司会(高橋河川調査官)】 次は、9番「目的別の総合評価(案)・総合的な評価(案)について」、事務局からご説明をお願いします。

【事務局(久保河川計画課長)】 資料-7をお手元にご準備いただければと思います。「目的別の総合評価(案)・総合的な評価(案)について」、続けて説明をさせていただきます。

1 ページ目、目的別の総合評価(洪水調節)(案)でございます。

「新丸山ダム案」、「河道掘削案」、「堤防かさ上げ案」、「調整池案」、「放水路案」、「流域対策案」の6案について、7つの評価軸(安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響)、それぞれについて資料-5にありますとおり説明させていただいたところでございます。

それについて、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目のとおり、目的別の総合評価を行った結果が、以下のとおりです。

目的別の総合評価(洪水調節)(案)を読み上げます。

1) 一定の「安全度」(河川整備計画の目標流量犬山地点16,500m³/sec)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「新丸山ダム案」である。

2) 「時間的な観点から見た実現性」について、10年後に完全に効果を発現していると想定される案はなく、20年後に他案に比べ最も効果を発現していると想定される案は「新丸山ダム案」である。

3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「新丸山ダム案」である。

続きまして2ページ目、目的別の総合評価、流水の正常な機能の維持(案)をご説明差し上げます。

「新丸山ダム案」、「ダムかさ上げ案」、「長良川河口堰振替案」、「既設丸山ダム予備放流案」の4案について、6つの評価軸、目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響ごとの評価は、資料-6にあるとおりでございます。

これにつきましても、再評価実施要領細目に基づきまして、目的別の総合評価を行って

おります。

目的別の総合評価、流水の正常な機能の維持(案)

1) 一定の「目標」(木曾成戸地点において、既設ダムの不特定補給と合わせて40 m³/sec)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「新丸山ダム案」である。

2) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案はないが、「長良川河口堰振替案」は一部施設については水供給が可能となると想定される。20年後には全ての案において「目標」を達成することが可能となると想定される。

3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「新丸山ダム案」である。

以上、目的別の総合評価に関する案でございます。

続きまして、これらに基づきまして、検証対象ダムの総合的な評価(案)を記載しております。

上段は、再評価実施要領細目に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行ったという記載でございます。

検証対象ダムの総合的な評価(案)について読み上げます。

洪水調節、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「新丸山ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。

よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「新丸山ダム案」である。

また、4ページ目は、再評価実施要領細目の関係部分を抜粋しているところでございますので、ごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。

【司会(高橋河川調査官)】 それでは、資料-7の目的別の総合評価、総合的な評価につきまして、2案をご提示させていただきました。

何かご質問、ご意見などあればお願いいたします。

【美濃加茂市(海老副市長)】 総合評価を聞かせていただいて、当然のことだと思えますし、よくここまで持ってこられたと思います。

私ども、昭和58年の9月28日の水害から今年でちょうどまる30年になるのですけれども、それ以降、新丸山ダムがありきの堤防かさ上げを完成していて、それでも去年、平成24年には、いまの堤防から1メートル下まで大洪水が来ていますので、もういつオーバーフローするかわからないということです、この評価については大賛成です。よろしく願います。

【恵那市（三宅副市長）】 評価していただいた結果が新丸山ダム案ということで、本当にありがとうございます。

ただ、少し苦言かもわかりませんが、この検証に余りにも時間がかかり過ぎた、今後はもう少しスピーディに検証されるということと、そして本来、事業実施する前にそういうものは検証されて、それから事業実施が決まることですので、その手順が今回ちょっと逆のような気がしました。その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

そして、決まったからにはスピードアップしていただきたい。恵那市では地域の方々が早くやってくれと、待ちに待っていますので願います。決められたなら、もう早く事業実施をすることが、その地域、下流域、上流域も含めて、それがよくなるということになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【司会（高橋河川調査官）】 貴重なご意見をありがとうございます。

そのほか、ご意見などあればよろしく願います。

【八百津町（飯田参事）】 ダムの直下の八百津町でございます。いまお二方がおっしゃられましたように、新丸山ダム案が最もいいということでございまして、まさにそのとおりであると思いますし、説明の中にもございましたように、ダムの完成までに概ね16年かかるということですよ。

しかし、事業費を倍に増やしたから期間が半分になるのかといえ、物理的に無理な話で、どうしても完成までに15年ないし16年かかるということでございますけれども、いま言えるのは、願わくば、着工まで3年なり、また4年かかるかもしれませんが、この3年ないし4年が後々になって、「あの3年、4年がなければこの災害が防げたのにな」と、そういうことがないことを願っております。一日も早くゴーサインが出て工事が再開されることを願っております。

ぜひとも早急な対応をお願いするということでございまして、毎回同じ話になってしまうのですけれども、ぜひともその辺をお汲み取りいただきたいですし、流域住民、ダム直

下の子どももそうでございますけれども、切に願っているということをご理解をいただきたいということです。

くどいようですが、この3年、4年が後々に後悔の年にならないように、早急に事業を開始してもらいたいということでございます。

以上でございます。

【司会（高橋河川調査官）】 貴重なご意見をありがとうございます。

【岐阜県（金森県土整備部長）】 岐阜県としても、先ほど来おっしゃられているように、この現ダム案が治水、利水にすぐれている案で妥当だと思いますので、早くやっていただきたいと思います。

また、つけ加えてもらいたいのは、お金が全体で幾らかかるのかということ、あとダムがどういう、スケジュールですね、どういうような形でやられるのか、ダム、道路、付替道路も同じですけども、どんなスケジュールで今後やっていかれるのかということも、どの場で明らかにされるかよくわかりませんが、その辺のところも次の副知事級の協議会ですか、その辺のところまでには明らかにしていただきたいと思います。

【愛知県（近藤建設部長）】 上流域の皆様方の発言が終わりましたので、下流域ということで、愛知県の立場からも少しコメントをさせていただきたいと思います。

私どもの愛知県はもちろん下流域ですので、木曾川が万が一という場合には愛知県が大きな被害を受けるということで、治水上の対策というのはぜひ進めていかなければならないという認識に立っておりますし、また、木曾川の利水という観点から見ましても、愛知県は大きく木曾川に利水を依存しているという立場でございます。安定した河川流量の確保というものが重要であるという認識に立った上で、この新丸山ダムの計画がかつて進められてきたわけでございます。

そういった認識の中で進めてきたものでございますが、再検証という話もありました。5回のこの幹事会で検討いたしまして、きょう一定の方向が出たということで、この幹事会として、そのメンバーとして共通の認識が持てたのではないかと評価をいたしているところでございます。こうした評価に基づいて進めていただければありがたいかと思っております。

ただ、新丸山ダムの計画は、当然予備放流を前提にしておりますので、管理運営に当たりましてはしっかりした運営というのが前提になっておりますので、そういったことはぜひとも今後進めていく中で考えてやっていただきたいと思います。

以上でございます。

【司会（高橋河川調査官）】 貴重なご意見をありがとうございました。

【三重県（水谷県土整備部次長）】 今回提案されました、まず洪水調節については新丸山ダム案が最も有利な案であるということですが、非常に妥当な案であると考えておりますし、この案であれば、下流域の三重県の地域においても、現状よりも河川の水位が低下するという、非常にわかりやすい治水効果が発揮されるということも聞いておりますので、このまま進めていただくとありがたいかと思っております。

また、流水の正常な機能の維持につきましても、非常にわかりやすくシンプルで、目的を達成するために最も簡単なやり方であるということも考えられますので、さまざまなリスクに対しても非常に対応しやすい案になっているのではないかと考えておりますので、評価できる案であると考えております。

皆さんからご意見が出ておりますように、これからのことを、少しスピードを上げてやっていただくということと、前提条件で予断なくということが常に言われるわけですが、これからの手順とかを明らかにしていくことと、考え方というか、予断を入れるということとは若干違うようにも思いますので、今回の検討の場のスケジュールについても、少しでも先の見えたスケジュールをお示ししていただいて、スピード感を持って検討を進めていただくのがありがたいかと考えております。

以上です。

【一宮市（山口副市長）】 先ほど愛知県さんもおっしゃいましたが、下流域としてはやはり新丸山ダム案が最もすぐれていると思っております。私どもも平成20年、23年に非常に大きな雨で被害を被っております。最近そうしたゲリラ豪雨、あるいは集中豪雨が頻発してくる時代になっておりますので、やはりそうした面からも早く決定し、着工していただきたいと思っております。

特に今回の評価、コスト、それから時間的な効果、これらを最大限評価されておりますので、それは当然のことではありますが、今後やはりこの決定に従って、これは完成までの期間が長引けばコストも当然多くなりますので、そうした面も考慮していただいて、早期着工、早期完成に向けてお願いをしたいと思っております。

以上です。

【司会（高橋河川調査官）】 貴重なご意見をありがとうございます。

【桑名市（水谷都市整備部長）】 資料－1の1ページでございますように、皆様からの

ご意見の中にもありましたとおり、これまでの検証対象ダム総合的な評価が終わって、これからその下の段に行くということになりますので、この辺につきましてもしっかりと早くお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【司会（高橋河川調査官）】 貴重なご意見をありがとうございます。

予断を持たずに検証をするわけですけれども、スピード感を持ってやるようにというご意見が多数ございました。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 委員の皆様方から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

まとめるのもちょっとおかしいのですけれども、いろいろご意見がありました。とりあえずきょうの幹事会としては、治水と正常流量について、共通の認識が深まったというご意見がございました。私もそれで理解いたしました。あとスピード感のところがございます、1つがこの資料-1の1ページの話がございましたけれども、今後、対応方針の決定までのスピードアップという話と、それからダム着工後のスケジュールという話もございました。

まず、1点目の対応方針の決定までのスケジュールでございますけれども、とりあえず幹事会としての共通認識が深まったということですので、早急に副知事、市長級の検討の場の開催をさせていただきたいと思っております。また、これは日程、スケジュールを至急調整させていただいて、検討の場の開催ということをさせていただきたいと思っております。

また、そのほかにもいろいろ関係公共団体の長の意見聴取とかございますけれども、それにつきましても、皆さんおっしゃるようにスピード感を持って取り組みさせていただきたいと思っております。

それから、金森部長からございましたけれども、ダムのスケジュールも明らかにする必要があるという話がございました。これにつきましては、この場はダム自体の予断を持たない検証ということですので、これについて早急に結論を出させていただいて、個別ダムのスケジュールにつきましては、これは予算要求との関係がございますので、それについてもまた別の場で、皆様方、多分この3年、4年を取り戻すという意味でのダム工事のスピードアップを求められているということですので、これはこの検討の場とはちょっと切り離して、ただこれにつきましても、検討が終われば速やかに何らかの提示をさせていただくということをお約束させていただきたいと思っております。

【司会（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

【恵那市（三宅副市長）】 余談かも知れませんが、大体いつぐらいに首長会議が終わって、大体どのぐらいから事業実施に入られるということでしょうか。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 ちょっとまだスケジュールの調整もありますので、いまちょっと持ち合わせてございませんので、まずはスケジュールの調整からやらせていただきます。

【恵那市（三宅副市長）】 新年度、25年度内は無理ですか。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 ただ、いまこの新丸山ダムの、予断を持たないという表現があれですけども、まだ検討が終わっておりませんので、まずそれを至急やるということ。それはその日程調整、お偉い方も出られますので、その日程調整をまずやらせていただくということで、その後についてはちょっといま持ち合わせていないということです。

【司会（高橋河川調査官）】 よろしくお願いたします。

それでは、特になければ、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

10. 計画の前提となっているデータの点検結果について

【司会（高橋河川調査官）】 10番「計画の前提となっているデータの点検結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（久保河川計画課長）】 ダム事業の事業費でありますとか、工期につきましては、過去の幹事会において点検している旨、お話しさせていただいたところでもありますけれども、計画の前提となっているデータの点検結果というところで、1ページ目、雨量データ及び流量データについても点検を実施させていただいた結果を実施させていただいております。点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しているという旨、ご紹介させていただきます。

また、これら点検結果については、別途インターネット等により公表するということを考えておりますので、ご紹介させていただきます。

この件は以上でございます。

【司会（高橋河川調査官）】 いまの説明につきまして、何かご質問、ご意見などございませんか。

点検の結果につきましては、後日またインターネット等によりまして公表予定でございます。

ますので、ご確認いただければと思います。

それでは、いまの議題をもちまして、10番まで議事を進行させていただきましたけれども、全体を通じまして何かご質問、ご意見などあればお願いしたいと思います。

11. その他

【司会（高橋河川調査官）】 それでは、最後の議事になりますけれども、11番「その他」のところを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（久保河川計画課長）】 今後の予定については、ご質問いただいて、部長からお答えさせていただいたところがございますけれども、これまでの幹事会を踏まえた議論について報告書をまとめさせていただきまして、それをもとに検討の場の開催をさせていただくということで考えております。そういったところでご理解いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【司会（高橋河川調査官）】 そういような予定でございますけれども、何かご質問などあればお願いいたします。

特になければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了させていただきました。

構成員の皆様には、非常に闊達なご意見、円滑な議事運営にご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。

では、これで閉会とさせていただきたいと思います。

本日はお疲れさまでした。

[午後2時30分閉会]